

令和4年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和4年9月6日(火)

東洋町議会

余 白

令和4年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和4年9月6日(火) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)	議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
	1番	廣田 斎史 君	2番	安岡 良仁 君
	3番	高畠 俊彦 君	4番	武山 裕一 君
	6番	今宮 裕明 君	7番	田島 毅三夫 君
欠席議員(1名)	5番	小野 正路 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
税務課長補佐	奥村 忍 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 安岡 良仁 君 3番 高畠 俊彦 君

令和4年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和4年9月6日(火) 午前9時開議

- | | | |
|---------|------------|--------------------------------------|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 認定第1号 | 令和3年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第4] | 認定第2号 | 令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第5] | 認定第3号 | 令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第6] | 認定第4号 | 令和3年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第7] | 認定第5号 | 令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第8] | 認定第6号 | 令和3年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第9] | 認定第7号 | 令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第10] | 認定第8号 | 令和3年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- [日程第11] 認定第9号 令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第38号 令和4年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第39号 令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第40号 令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第41号 財産の取得について
- [日程第17] 議案第42号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更することについて
- [日程第18] 同意第14号 東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第19] 報告第4号 令和3年度財政の健全化判断比率等の報告について

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いしております。

ご理解、ご協力、よろしくお願いいたします。

これより、令和4年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、決算認定9件、条例1件、補正予算3件、人事1件、その他3件の計17件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

小野正路君からケガの治療中のため、本日、欠席届が提出されております。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和4年5月から7月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年7月実施の定期監査の報告が提出されております。

次に、令和3年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、の審査意見書が提出されております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会から令和3年度東洋町教育委員会の自己点検、評価シートが提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

おはようございます。

台風11号の影響で悪天候となっておりますけれども、本日、令和4年9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席を賜り、誠に有り難うございます。

現在、3年目となります新型コロナの感染が、第7波として本県を含め全国で発症事例が過去最多を更新するなど、拡大が続いている情勢にあります。

国は、社会経済活動の回復を重視し、行動制限をせずに、第7波を乗り切ろうとしております。このような不透明な状況が続くということを再認識をいたしまして、コロナ禍の社会情勢に対応していかなければなりません。

国政におきましては、参議院議員選挙中の7月8日に、奈良市

町長

内におきまして、安部晋三元総理が凶弾に倒れるという、想像を絶する極めて痛ましい事件が発生をいたしております。

様々な議論もあるところでございますけれども、国葬は9月27日、日本武道館で開催されることが閣議決定をされております。安部元総理のご逝去を悼み、心より哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げるところでございます。

また8月10日には、内閣改造が実施され、第2次岸田政権が発足いたしております。秋の臨時国会では、補正予算に注視をしているところでございますが、コロナ臨時交付金など、その内容によっては、予算成立後に臨時会で対応することも想定をしているところでございます。

本定例会への提出案件でございますが、令和3年度の各会計決算の認定案件9件、条例改正案1件、令和4年度補正予算案3件、人事同意案件1件、報告事項1件、その他の件2件、合計17件となっております。委員会等でのご審議も含め、適切なご決定をお願い申し上げます。

それでは提案理由に先立ちまして、若干の行政報告をさせていただきます。

マイナンバーカードの交付率についてでございます。

昨年9月1日にデジタル庁が発足し、1年が経過しております。マイナンバーカードの制度普及促進が最重要課題と位置づけられ、デジタル庁の令和5年度予算の概算要求では、制度普及促進に前年度2倍超の9億円が計上されているようであります。更に、政府では地方交付税への算定費目に交付率を反映させることが検討されております。

本町のマイナンバーカードの交付率でございますけれども、8

月28日現在では、62.9%となっております。県下では、第2位、7月末での全国での順位は、第50位と高い交付率となっております。

担当職員の出前出張申請受付などの積極的な実施や、日頃からの地道な申請サポートの取り組みなど、努力の効果が数字として顕著に現れていると感じております。

今後もITシステムの整備等については、国の動向や財政支援策を検討しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

4回目のワクチン接種状況についてでございます。

本町では、4回目のワクチンの集団接種を7月9日から開始をしているところでございます。接種対象者は、3回目の接種を完了し、5ヶ月が経過した60歳以上の方、または基礎疾患のある18歳から59歳の方の集団接種を実施をいたしております。

9月4日実施分を含めまして、被接種者は1032人、接種割合は95.29%となっております。

国は、秋には5回目の接種などの計画を検討しているようでありますけれども、現時点では、詳細はわかっておりませんので、その経費につきましても、今後、専決での予算対応を含め、迅速に対応してまいりたいと思っております。

全住民を対象といたしました東洋町地域振興券の換金状況について、ご報告をいたします。令和4年度当初予算に2208万円、6月補正には、2687万円を追加をいたしまして、合計で4895万円分を発行いたしております。

使用期限は12月末と令和5年2月末までとしておりますが、8月末日現在での町への換金率は、55.3%となっております。

今後、国の9月補正予算の内容やその動向などを注視をいたしまして、追加発行が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

続きまして、県内国保の保険料水準の統一に向けましては、8月22日に、知事と市町村長会議が開催されまして、統一に向けての基本方針が、正式に合意確認されたところでございます。

基本方針は、9項目から成り立っておりますけれども、主要内容といたしましては、令和6年度から6年間の経過措置期間を設けたうえで、令和12年度に保険料水準を統一する

県は令和6年度から国保事業費の納付金が増加する市町村に対しては、激変緩和措置を講ずる

令和8年度を目処に取組の中間確認を行う、等となっております。医療費が高い本町といたしましても町独自の負担軽減策として基金を活用し、急激な保険料の引き上げとならないように対応していきたい、と考えております。

このため今回の補正予算には、国保会計で3150万円を確保いたしまして、国保財政調整基金の本年度末残高を5千万円としておく予算を計上しているところでございます。

続きまして、遅れている四国東南部の高規格道路の整備に向けましては、防災対策、観光や産業振興対策としてはもちろんのことでもありますけれども、次世代へ繋ぐ必要不可欠なインフラ整備であることも念頭に取組んできたところでございます。

7月26日には、阿南市におきまして、令和4年度道路整備の充実を求める四国東南部大会が連盟21団体の参加で、3年ぶりに開催されたところでございます。

また、対面での要望活動では、現在もコロナ第7波の影響で人

数制限を受けているところでございます。東南部連盟といたしましては、7月20日に高松地方整備局に、また中央要望といたしましては、8月4日に国交省、財務省幹部に要望活動を行ってきたところでございます。

また、阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会といたしましても8月5日に、国交省、財務省幹部、県選出国會議員等に、3年ぶり単独での面会方式で、要望活動を実施いたしております。

阿南安芸自動車道といたしましては、4年連続の区間事業化決定をいただいております、高知県側としましては、奈半利から安田間の4kmだけが残されている状況となっております。

このことから、未事業化区間が存在する首長、徳島2名、高知2名、会長1名で要望活動を実施したところでございます。

概算要求時期の段階ではありますけれども、奈半利から安田間につきましては、本年度中の事業化決定に期待をしているところでございます。

8の字ネットワークの構築、国土強靱化対策には、今後も継続しての予算が必要不可欠でありますので、秋、冬にかけての予算獲得の要望活動には、各自治体間、一層の連携を強化して取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、来春の統一地方選についてでございますが、町村の首長選挙の日程は、令和5年4月23日実施が想定されております。私の任期も半年余りとなっております。来年4月に任期満了を迎えます、東洋町長選挙の4期目には出馬しない、という意向でありますことをご報告を申し上げます。

私自身の体調のこともございますけれども、多選の弊害ということも危惧されるところでございます。

<p>議長</p>	<p>今は、三期目の残された期間の職責を全うすることに専念したい、と考えております。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、9月定例会での行政報告とさせていただきます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、2番安岡良仁君、並びに3番高畠俊彦君を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠 俊彦 議会運営委員長)</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>令和4年第3回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>9月2日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました。本定例会の会期は、本日6日から、9月13日、火曜日までの8日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日6日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のための休会、13日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行</p>

う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑、討論を合わせ1人30分以内、答弁者も30分以内とする。次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分以内とする。また、執行部の答弁時間も20分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

新型コロナウイルス感染症対策として、制限時間を短縮しております。

議案質疑の通告期限は、8日、木曜日、正午まで、一般質問の通告期限も、8日、木曜日、正午までとする。

なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。

次に、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める陳情、次に、中国共産党による臓器収奪を非難し、人権状況の改善を求める陳情、の2件を総務教育民生常任委員会へ付託をする。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

町長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日から9月13日までの8日間と決定しました。</p> <p>日程第3、認定第1号、令和3年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第9号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。</p> <p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>ご提案申し上げます。</p> <p>認定第1号から認定9号まで一括してご提案を申し上げます。認定第1号、令和3年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。</p> <p>続きまして認定第2号、令和3年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。</p> <p>続きまして認定第3号、令和3年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3</p>
----	--

項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。

4ページでございます。認定第4号、令和3年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。

続きまして認定第5号、令和3年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。

認定第6号、令和3年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。

続きまして認定第7号、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。

続きまして8ページでございます。認定第8号、令和3年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。

続きまして認定第9号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。令和4年9月6日提出でございます。

提案理由でございます。

認定第1号から認定第9号については、一括してご報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は、40億110万9千円、支出済額は、37億9173万2千円、歳入歳出差引、2億937万7千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は、2741万円、支出済額は、1億8894万8千円、歳入歳出差引、1億6153万8千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は、4億7096万円、支出済額は、4億7060万1千円、歳入歳出差引、35万9千円の黒字となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は、5億8127万9千円、支出済額は、5億3181万3千円、歳入歳出差引、4946万6千円の黒字となっております。

次に、介護サービス事業特別会計では、収入済額は、1250万7980円、支出済額は、1250万7762円、歳入歳出差引、218円の黒字となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は、1億2086万9千円、支出済額は、1億2066万1千円、歳入歳出差引、20万8千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は、1億3383万8千円、支出済額は、1億3331万5千円、歳入歳出差引、52万3千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は、6110万9千円、支出済額は、6090万2千円、歳入歳出差引、20万7

千円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は、4 6 1 6 万 2 千円、支出済額は、4 5 7 2 万 2 千円、歳入歳出差引、4 4 万円の黒字となっております。

最後に、東洋町全会計では、収入済額は、5 4 億 5 5 2 4 万 4 千円、支出済額は、5 3 億 5 6 2 0 万 3 千円、歳入歳出差引、9 9 0 4 万 1 千円の黒字となっております。

また、令和3年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しております。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況については、決算書の386ページから391ページに掲げておるところでございます。

なお、決算の内容につきましては、総務課長が説明をいたします。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

おはようございます。

それでは私から、令和3年度東洋町決算報告資料にて、決算のご説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

はじめにお断りとして、この資料において、ページの参照と記載しているものにつきましては、この資料のグラフ、表並びに決算書に掲載しておりますので、説明時もしくは後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

それと、決算額につきましては、円単位まで記載しておりますが、このご説明では、千円単位未満は省略させていただきます。ご了承下さい。

それでは、令和3年度東洋町歳入歳出決算、1. 決算全体の状況についてご説明させていただきます。

①収入額全体は、54億5524万4千円で、前年度比では、2億1774万8千円の増額、率にしますと3.99%増となっております。

うち、一般会計の収入済額は、40億110万9千円で、前年度比では、3億2775万6千円の増額、率にいたしますと8.19%増となっております。

次に、特別会計全体の収入額は、14億5413万4千円で、前年度比では、1億1千万8千円の減額、率にいたしますと7.57%減となっております。

続きまして、②支出額全体は、53億5620万2千円で、前年度比では、1億7230万8千円の増額、率にいたしますと3.22%増となっております。

うち、一般会計の支出済額は、37億9173万2千円で、前年度比では、3億3075万7千円の増額、率にいたしますと8.72%増となっております。

次に、特別会計全体の支出済額は、15億6447万円で、前年度比では、1億5844万9千円の減額、率にいたしますと10.13%減となっております。

続きまして、③全会計の翌年度繰越金は、2億9064万円で、前年度比では、7億1503万5千円の減額、率にいたしますと246.02%減となっております。主な減額要因につきまして

は、前年度の集落活動センター建設、地方創生臨時交付金、コロナ、でございます。

続きまして、④歳入歳出差引額は、9904万1千円で、うち、一般会計歳入歳出差引額は、2億937万7千円でございます。

2ページをご覧ください。

⑤令和3年度経常収支比率でございます。

人件費、扶助費などの経常的経費、それと町税、普通交付税などの経常的収入との比率で表す経常収支比率について、令和3年度の決算においては、令和2年度の93.3%から86.5%と6.8%減少しております。これは、前年度と比較しまして、普通交付税の増加、それと人件費、扶助費、物件費の減少でございます。

続きまして、⑥令和3年度実質公債比率でございます。

3ヶ年平均でみる、実質公債費比率においては、令和2年度12.7%から12.2%と0.5%減少しております。これは、国からの地方交付税の増加によるものでございます。

6ページをご覧ください。

2. 一般会計決算の状況についてでございます。

①令和3年度一般会計決算額を令和2年度と比較すると、収入済は、3億2775万6千円の増額、支出済は、3億3075万7千円の増額となっております。

令和3年度の主な事業でございます。

この主な事業の掲載につきましては、各科目ごとに列挙しておりますが、時間の都合上、後ほどご覧いただき、決算審査時にご説明、ご質問を承りたいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。

②歳入の状況でございます。ここでは、各科目ごとに前年度と比較して増減をお示ししており、また、増減額の右側にカッコ書きで記載しております内容については、前年度と比較して、その主要な要因を記載しております。ここでの説明は、主なもののみご説明いたしますのでご了承下さい。

まず、その中段にございます地方交付税は、2億88万1千円の増額。寄附金は、マイナス2147万1千円で、これはふるさと納税でございます。

差引3億2775万6千円増加しております。

11ページをご覧下さい。

③令和3年度の町債でございます。

町債は、総額8億772万8千円で、その内訳は主に、DMV導入促進事業2810万円、甲浦地区集落活動センターなぎ建設事業4億4340万円となっております。

12ページをご覧ください。

④歳出の状況でございます。

歳出増減の内容については、各科目の増減額及び主な内訳のみご説明いたします。

まず、議会費、4051万円で、前年度との比較では、80万2千円減少しております。

次に、総務費、総額は、13億5348万6千円で、前年度との比較では、3億6575万5千円の増額でございます。

主な内訳は、総務管理費3億7334万5千円で、甲浦地区集落活動センターなぎ建設事業でございます。

次に、民生費、総額は、6億7828万4千円で、前年度との

比較では、1億8778万8千円の減額でございます。

主な内訳は、社会福祉費マイナス1億6724万7千円で、前年度の特別定額給付金事業でございます。

13ページに続きます。

次に、衛生費、総額は、2億1845万8千円で、前年度との比較では、5084万5千円の増額でございます。

主な内訳は、保健衛生費6425万3千円で、コロナワクチン接種事業でございます。

次に、農林水産業費、総額は、1億5991万3千円で、前年度との比較では、4466万4千円の増額でございます。

主な内訳は、林業費5928万1千円で、林道工事費でございます。

次に、商工費、総額は、3271万2千円で、前年度との比較では、222万円の減額でございます。

次に、土木費、総額は、3億5558万3千円で、前年度との比較では、6276万1千円の増額でございます。

主な内訳は、河川費3987万9千円で、河川海岸高潮対策負担金でございます。

14ページに続きます。

次に、消防費、総額は、2億5685万9千円で、前年度との比較では、5897万5千円の減額でございます。

主な内訳は、前年度の野根地区防災避難施設新築事業でございます。

次に、教育費、総額は、1億9844万6千円で、前年度との比較では、3301万3千円の増額でございます。

主な内訳は、教育総務費2564万7千円で、体育館改修事業

でございます。

次に、災害復旧費、総額は、6146万8千円で、前年度との比較では、129万円の減額でございます。

15ページに続きます。

次に、公債費、総額は、4億3600万8千円で、前年度との比較では、2479万7千円の増額でございます。

続きまして、⑤基金の状況でございます。

令和4年3月31日現在ですが、基金の現金・有価証券の主な残高は、財政調整基金1億3170万円、施設整備基金2億3242万9千円、減債基金1億917万5千円、地域福祉基金4861万円、ふるさとづくり基金1億3227万7千円、これはふるさと納税のことです。防災対策加速化基金3600万円、森林環境譲与税基金1434万6千円などで、合計7億8364万4千円、前年度比では、1億4360万9千円増加しております。

16ページをご覧ください。

また、国保財政調整基金、介護給付費準備金、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸付基金の状況は、決算書の252、288、387ページから391ページを後ほどご参照を願います。

⑥町債の状況でございます。

令和3年度末の町債の主な残高は、公共事業等債2億550万円、緊急防災・減災事業債9億1622万8千円、過疎対策事業債19億7351万7千円、臨時財政対策債8億7861万8千円などで、総額44億8021万5千円の残高、前年度比では、3億8678万2千円増加しております。

25ページをご覧ください。

3. 特別会計決算の状況でございます。

特別会計全体の決算額について、収入済額では、14億5413万4千円、前年度比では、1億1千万8千円の減額、率にいたしますと7.57%減となっております。

次に、支出済額では、15億6447万円で、前年度比では、1億5844万9千円の減額、率にいたしますと10.13%減となっております。

続きまして、各特別会計でございます。

①住宅新築資金等貸付事業特別会計については、収入済額では、2740万9千円、前年度比では、2084万4千円の減額、率にいたしますと76.05%減となっております。これは、県補助金及び滞納整理で滞納額が減少したことによるものでございます。

次に支出済額では、1億8894万8千円で、前年度比では、4453万8千円の減額、率にいたしますと23.57%減となっております。

歳入歳出差引では、マイナス1億6153万8千円の赤字決算となっております。

次に、②国民健康保険事業特別会計について、収入済額では、4億7095万9千円で、前年度比では、674万7千円の減額、率にいたしますと1.43%減となっております。

次に、支出済額では、4億7060万1千円で、前年度比では、659万5千円の減額、率にいたしますと1.4%減となっております。

歳入歳出差引では、35万8千円の黒字決算となっております。

す。

26ページをご覧ください。

次に、③介護保険事業特別会計について、収入済額では、5億8127万8千円で、前年度比では、2597万3千円の減額、率にいたしますと4.47%減となっております。

次に、支出済額では、5億3181万2千円で、前年度比では、5099万7千円の減額、率にいたしますと9.59%減となっております。

歳入歳出差引では、4946万6千円の黒字決算となっております。

次に、④介護サービス事業特別会計について、収入済額では、1250万7千円で、前年度比では、90万7千円の減額、率にいたしますと7.25%減となっております。

次に、支出済額では、1250万7千円で、前年度比では、90万7千円の減額、率にいたしますと7.25%減となっております。

歳入歳出差引では、218円の黒字決算となっております。

次に、⑤下水道事業特別会計について、収入済額では、1億2086万8千円で、前年度比では、8068万4千円の減額、率にいたしますと66.75%減となっております。

次に、支出済額では、1億2066万円で、前年度比では、8077万4千円の減額、率にいたしますと66.94%減となっております。これは前年度の甲浦浄化センター設備更新事業によるものでございます。

27ページに続きます。

歳入歳出差引では、20万7千円の黒字決算となっております。

す。

次に、⑥簡易水道事業特別会計について、収入済額では、1億3383万7千円で、前年度比では、2813万8千円の増額、率にいたしますと21.02%増となっております。

次に、支出済額では1億3331万4千円で、前年度比では、2809万6千円の増額、率にいたしますと21.08%増となっております。これは、生見地区耐震管路整備工事によるものでございます。

歳入歳出差引では、52万2千円の黒字決算となっております。

次に、⑦観光施設事業特別会計について、収入済額では、6110万9千円で、前年度比では、33万3千円の増額、率にいたしますと0.55%増となっております。

次に支出済額では、6090万2千円で、前年度比では、22万4千円の増額、率にいたしますと0.37%増となっております。

歳入歳出差引では、20万7千円の黒字決算となっております。

28ページをご覧下さい。

最後に、⑧後期高齢者医療保険事業特別会計について、収入済額では、4616万2千円で、前年度比では、332万2千円の減額、率にいたしますと7.20%減となっております。

支出済額では、4572万1千円で、前年度比では、295万8千円の減額、率にいたしますと6.47%減となっております。

歳入歳出差引では、44万円の黒字決算となっております。

以上でございます。なお、グラフ及び表につきましては、後ほ

議長

どご参照下さい。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明は、すべて終わりました。

ここでお諮りします。

認定第1号、令和3年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、令和3年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く7人の委員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時、休憩します。5分休憩します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：9時56分)

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、1番、廣田斎史君、2番、安岡良仁君、

3番、高島俊彦君、4番、武山裕一君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君、以上を指名したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に、委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで、15分間、休憩します。再開は10時13分をお願いします。(休憩時間：9時57分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。(再開時間：10時13分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果についてご報告します。委員長、西岡尚宏君、副委員長、武山裕一君、以上であります。

日程第 1 2、議案第 3 7 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件から、日程第 1 7、議案第 4 2 号、高知県広域食肉センター事務組合同規約の一部を変更することについてまでの 6 件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

(松延 宏幸 町長)

議案第 3 7 号でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 9 月 6 日提出でございます。

提案理由でございます。昨年的人事院の意見申出によりまして、国家公務員に係る、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置、のうち、職員及び非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和などが講じられたことに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長補佐が説明をいたします。

続きまして、議案第 3 8 号、令和 4 年度東洋町一般会計補正予算、第 2 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。令和 4 年 9 月 6 日提出でございます。

町長

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ4億3829万2千円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2986万2千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債を計上いたしております。

歳出では、財政調整基金等積立金、国保及び介護特別会計への繰出金、建設事業につきましては角廻線他橋梁補修工事費、野根小学校雨漏対策工事、甲浦公民館耐震補強改修工事、それと県工事負担金につきましては、せいかつのみち整備事業及び野根海岸高潮対策事業県工事負担金、災害では、小池地区農地災害復旧工事などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第39号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年9月6日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ3166万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5244万2千円とするものでございます。歳入では、県支出金、繰入金を計上いたしております。歳出では、システム改修委託料、国保財政調整基金積立金を計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

14ページでございます。

議案第40号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予

算、第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年9月6日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ5077万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億433万9千円とするものでございます。歳入では、県支出金、繰入金、繰越金を計上いたしております。歳出では、介護給付費還付金、介護給付費準備基金積立金を計上していただいております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第41号、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和4年9月6日提出でございます。

財産の名称は小型バス、取得の方法は見積入札（見積徴取）、契約の金額は834万10円となっております。契約相手方は四国三菱ふそう販売株式会社となっております。納入期限は令和5年2月28日でございます。

提案理由でございます。令和4年7月21日に仮契約をいたしました小型バスの購入につきましては、契約の予定価格が700万円を超えるため、同上の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第42号、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年9月6日提出でございます。

提案理由でございます。高知県食肉センター株式会社が令和5年4月から新食肉センターによる、と畜事業が開始されることに伴いまして、現在の高知県広域食肉センター事務組合の設立目的や存立理由がなくなることから、特別地方公共団体としての法人格を消滅させる必要があるため、規約を変更するものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

堀川総務課長補佐。

総務課長補佐

(堀川 歩 総務課長補佐)

おはようございます。それでは、私の方から議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。

議案関係資料1ページから6ページ、及び新旧対照文となります。

主な改正内容について、新旧対照文でご説明いたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等

必要な改正をしようとするものでございます。

改正内容が複雑でございますので、簡潔にご説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページから2ページにかけて、第2条第3号ア（ア）では、主に男性の非常勤職員について、現行は子どもの1歳6ヶ月到達日までに、その任期が満了すること及び、引き続き任命権者を同じくする職に採用されることが明らかでない職員につきましては、育児休業を取得することができることとなっておりますが、子どもの出生後57日以内に育児休業を取得しようとする場合に、子どもの出生の日から57日の期間の末日から6月を経過する日までに、期間が短縮される改正となっております。

次に、5ページから8ページにかけて、第2条の3では、1歳から1歳6か月に達する子どもについて、9ページから11ページにかけて、第2条の4では、1歳6か月から2歳に達する子どもの、育児休業の取得要件についての緩和となります。これにより、育児休業の延長事由に該当した場合、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳の期間の途中での夫婦交代での取得が可能となります。また、1歳以降の育児休業については分割を認めないこととしていることから、1歳以降及び1歳6か月以降の育児休業につきましては取得回数を1回とすることを条文化しております。

次に12ページをお開きください。

現行では育児休業の取得回数は原則1回までとなっているところ、育児休業法の改正により、特別の事情に関わらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、第3条第5号による、育児休業等計画書により申し出た場合の再度

の育児休業の取得は、規則で定める特別な事情から削除となります。

この関係で5号以降の号をひとつずつ繰り上げております。

次に13ページをお開きください。

第3条第7号では、再度の育児休業をすることができるものの対象が非常勤職員に限られているところ、任期を定めて採用された職員も対象となる改正などとなっております。

以上が、育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の主な改正内容となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

議長

生松総務課長。

(生松 克祐 総務課長)

総務課長

それでは私から、議案第38号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第2号を定めることについてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ4億3829万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2986万2千円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(福島 登 議長)

ここで休憩します。再開は11時20分です。

	<p>(休憩時間：11時08分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：11時20分)</p> <p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>私の方から、議案第39号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正案では、歳入歳出それぞれ3166万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5244万2千円としております。</p> <p>事項別明細書により説明させていただきます。7ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>住民課長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤地域包括(支援)センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私から、議案第40号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについてご説明いたします。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出それぞれ5077万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億433万9千円とするもので、</p>

歳入では前年度精算分の一般会計繰入金や前年度からの繰越金など、歳出では保険給付費等の返還金や準備基金積立金などを追加するものとなっております。

予算書の2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第41号、財産の取得についてご説明いたします。

お配りしております、議案第41号資料、A3、1枚ものですが、これをご覧下さい。物品売買契約の締結でございます。

契約の目的は、あったかふれあいセンター事業等の利用者送迎用の小型バス購入でございます。現在使用しているバスの老朽化による車両入れ替えでございます。

契約の方法は、見積入札(徴取)による随意契約でございます。

契約金額は、834万10円で、その内消費税額が75万4026円でございます。

契約の相手方は、高知市南ノ丸町30番地2、四国三菱ふそう販売株式会社、高知支店長、近藤健二氏でございます。

納期は、令和4年2月28日までを予定しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは私の方から、議案第42号、高知県広域食肉センター事務組合理約の一部を変更することについてご説明申し上げます。議案関係資料の7ページから8ページをご覧ください。

現在、高知県食肉センター株式会社が主体となって整備が進められております、新食肉センターが、令和5年4月に稼働開始予定でありまして、高知県広域食肉センター事務組合の役割が終える事から、今後解散に向けて手続きを行って行く予定ですが、現在の規約では解散を想定していないために、議案関係資料のとおり、第11条の次に、新たに、組合を解散することが出来る規定、解散後の財産処分の方法に関する規定、解散後の事務継承に関する規定、解散後の決算審査と認定に関する規定、を追加する変更があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

尚、詳細につきましては、お配りしてあります、議案関係資料の7ページから8ページをご参照いただきますようお願いいたします。

以上でございます、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終わりました。

日程第18、同意第14号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

議長

町長

(松延 宏幸 町長)

同意第14号でございます。東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月6日提出でございます。

住所は安芸郡東洋町大字甲浦25番地2、氏名は大黒里絵氏でございます。生年月日は昭和50年7月1日生まれとなっております。任期は令和4年12月5日から令和8年12月4日となっております。

提案理由でございます。令和4年12月4日付で、大黒教育委員が任期満了となります。今回、引き続き大黒里絵氏を教育委員会の委員に任命したいと存じます。なお、経歴書を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第14号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成7票、反対0票。以上のおりであります。

よって、同意第14号、東洋町教育委員会の委員の任命につき

同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。（議場閉鎖解除）

日程第19、報告第4号、令和3年度財政の健全化判断比率等の報告についての、報告を求めます。

松延町長。

町長

（松延 宏幸 町長）

報告第4号、令和3年度財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、ご報告申し上げます。

毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付して議会に報告しなければならない指標は下記のとおりでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、共に該当はございません。実質公債費比率は12.2%となっております。将来負担比率は62.3%となっております。資金不足比率は該当はございません。以上でございます。

議長

（福島 登 議長）

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、13日午前9時から再開したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の議会放送は13日、午前9時から開始します。

これにて議会放送を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(散会時間：11時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員